

意見陳述

2017年5月11日

平山晶士

1. 自己紹介

僕は愛知県重度障害者の生活をよくする会という障害者団体会長をしている平山晶士（あきひと）と申します。愛知県重度障害者の生活をよくする会は、1973年に「誰でもが住める福祉のまちづくり」を合い言葉に障害のある人たちでも地域で生活ができるように障害福祉制度の拡充やまちのバリアフリー化に向けて取り組んできた団体です。この団体の7代目会長を務めています。

また、僕自身は岐阜市でヘルパー制度などを使い、15年間一人で生活を続けております。

2. 原発事故が起こると

原発事故が起こると、障害のある人たちは容易に避難できません。JDF（日本障害フォーラム）の災害総合支援本部によれば、福島原発事故で次の通りに報告されています。

『①本来は自力で避難できない要援護者は存在してはいけない。

屋内待避の指示がだされた時、自力で避難することが困難な人たちは、事前に避難することが求められた。障害のある人たちは、子どもや高齢者、入院患者らとともに、事前の避難の対象者であった。そのため、南相馬市では、警戒区域だけでなく、市全域で避難が続き、学校、病院、高齢者福祉サービス、障害者福祉サービスの機能が停止した。

加えて、放射能汚染を恐れて、市外からの物流が途絶え、屋内待避の家族には、食料、ガソリン、日用品、医薬品等が入らない状況に陥った。

②多くの障害者が避難していない。在宅でいる。

地震後、「さぼーとセンターピア」は、利用者の安否確認に走り回る。すると、驚くべき事実直面する。多くの障害のある人たちが、自宅にいた。「いざという時、逃げられるから残ったのではなく、どこにも逃げられなかった。」という理由で。』

東日本大震災では僕のような障害のある人たちは『事前避難』を求められているにも関わらず、「多くの障害のある人たちが自宅にいた。」と記されていて、「障害者福祉サービスの機能が停止した。」とも記されています。これを僕の周りにはいる障害のある人たちに置き換えると、僕の周りには多くの障害のある人たちが障害福祉サービスを利用しながら、地域で生活をしています。もし、福

島のようなことが起これば、障害福祉サービスの機能が停止され、多くの地域で生活を送っている障害のある人たちは生活ができなくなります。

例え、自主避難をしたとしても、避難先に車いす対応のトイレがなかったり、段差があったりするなどしたら、避難生活は送れません。福島原発事故では、車いす対応トイレがないことなどを理由に、田村市から避難先を転々としながら京都へ避難をされた障害のある方もいました。

地震や津波、風水害による危険の回避であれば、数十メートル～数キロメートルの避難で済むのですが、原発事故の場合はそうはいきません。数十キロ、モニタリング検査が必要となれば、検査を行う地点を経由してから最初の避難先にたどり着くことになるので、100キロの移動を強いられることにもなりかねません。時間にして10時間以上となるでしょう。寝たきりの人は、起き上がるだけでもリスクが高いのに、点滴をはずされ、観光バスの座席にぐるぐる巻にされて、温度管理などおおよそできない場所で長時間過ごすこととなります。福島原発事故では、このような避難状況が関連死の原因になりました。死に至らないまでも、歩いていた人が歩行困難になり、座位がとれていた人が寝たきりになるなど、確実に介護度が増していきます。このような状況が想像できますでしょうか。現実には起こり得ることなのです。

自力避難できない人だけが取り残され、薬も救援物資も救援部隊も近寄れない状況におかれます。福島の現実が物語っています。

3. 避難所での生活

避難所に避難できたとしても問題があります。車いす使用者では段差があったり車いす対応トイレがなかったりしたら避難所で生活することは決してできません。視覚に障害のある人・聴覚に障害のある人には情報が行き届かない問題もあります。障害のない人も不憫な生活を強いられると思いますが、障害のある人はそれ以上に不憫な生活を強いられます。

社会福祉法人AJU自立の家災害時要援護者支援プロジェクトチームが東日本大震災の時にまとめた「障害者は避難所に避難できない～災害支援のあり方を根本から見直す～」によると以下の事例が挙がってきています。

- ・障害のある人にとって避難所での生活は極めて困難。体育館、校舎に入るには階段。体育館外に簡易トイレを設置しているが、車いすでは利用不可。校内に車いす対応トイレはあっても階段のため利用不可。抱えてトイレまで移動していた。移動介助が必要だが介助者がいない。仮設トイレはグラウンドの反対側にある。工事現場用のトイレなので、足腰の弱った高齢者は利用できない。
- ・介助者の確保が困難。現地の団体では、スタッフも被災者。同じスタッフ

がほぼ毎日不休で支援にあたっていた。女性利用者の介助スタッフがおらず、単発の“外人部隊”では補えない。継続しての支援が困難との判断で障害当事者は両親の元へ帰ることに。

- ・車いすを使用。避難所にボランティアはいたが、受付や配給の対応にあたっていて、基本的に被災家族が介助するしかない。
- ・小学校の教室の隅で車いすに乗って避難所生活。主な介助者は母親（父親も無事）。たん吸引などに使う道具を物資支給される飲料水で洗っていたので、名古屋から持っていった滅菌精製水や経管栄養剤などを届けたところ、とても喜ばれた。

ただ、これらは地震及び津波による避難経験の事例で、原発事故で避難した人たちの避難先はもっと苛酷でした。以下のような事例がありました。

- ・原発事故当時、双葉病院（福島県大熊町）では338人が入院。3月12日から16日に避難。長時間に及ぶバスでの移動の負担や寒さのため、搬送中に1人、避難先で3月中に40人が亡くなった。隣の老人保健施設入所者10人も死亡。避難先で十分な治療を受けられないなどの負担も。避難先がいつこうに見つからなかったため、とりあえず入った体育館。暖房のきかない、寝具も何もない体育館の床に横にさせられ、次の避難先が見つかるまで放置。避難先をバスで転々としていた、というような現実があります。避難するたびに命の危険が増していく状況でした。まさに避難は「命がけ」といえるのではないのでしょうか。

4. まとめ

これらは、避難するシステムや避難所を整備すればよい話ですが、それらはできればお世話になりたくはないものです。地震・台風・津波・洪水などは自然災害ですから防ぐことはできません。一方、原発事故は原子力発電所を稼働させない限り起こりません。僕は障害を持つ身として、福島事故のときの障害のある方や高齢者の方の避難の困難さをリアルに感じることができます。障害のある人を含め不憫な生活を強いられるのは極力避けたいですので、原子力発電所の再稼働には反対です。

以上